

補助金制度のご紹介

1 民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業

2 狭あい道路拡幅整備事業

3 建築物火災安全改修事業

1 民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業

吹付けアスベスト 除去等対策事業

福岡市では、吹付けアスベストが施工されている民間建築物の分析調査費（上限25万円）や除去等工事費（除去費の2/3、上限300万円）を補助する制度があります。

①分析調査事業

吹付けアスベストの
分析調査にかかる費用を

全額

（上限25万円）

補助します

②除去等事業

吹付けアスベストの
除去等にかかる費用を

3分の2

（上限300万円）

補助します

Q. 吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストは灰色の繊維状のもので、耐火・断熱や防音のために、建築物の駐車場や機械室の中の天井・壁に使用され、石綿含有吹付け材（レベル1）に区分されています。

アスベストは、髪の毛の1/10程度のとても細かい繊維です。

アスベスト繊維は、空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺の中に長期間残留して、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫、肺がんを引き起こす可能性があります。



吹付け石綿



石綿含有吹付けロックウール

（出典：国土交通省）

お問い合わせ先
福岡市
FUKUOKA CITY

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課
〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所4階
TEL: 092-711-4586
FAX: 092-733-5584
メール: kenchiku-chosei.hup@city.fukuoka.lg.jp



HPはこちら

事業概要

民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事にかかる費用を補助するもの

補助対象建築物

- ・ 除却の予定がないこと。
- ・ 建築基準法が適用される増改築の予定がないこと（分析調査事業の場合）
- ・ 吹付けアスベストが施工されているおそれがある（除去等事業の場合）
- ・ 多数の人が利用する建築物

補助対象者

- ・ 対象建物の所有者または共同住宅の管理組合等代表者
- ・ 市税の滞納が無いもの
- ・ 大規模事業者には該当しない事業者

補助金額

○分析調査

調査に要する費用の全額。（限度額25万円）

○除去等工事

除去等工事に要する費用の2/3（限度額300万円）

問い合わせ先

住宅都市みどり局建築指導部建築調整課

TEL: 092-711-4586



事業
ホームページ

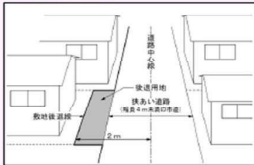
2 狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路拡幅整備事業

福岡市では、幅員4m未満の市道（狭あい道路）を広げていく「福岡市狭あい道路拡幅整備事業」を個別整備型と路線整備型の2つの取り組みで、実施しています。

1 事業の概要

個別整備型



建築物の建替えの機会等に合わせ、建築基準法に基づく後退用地について土地所有者等と協議を行い、敷地ごとに拡幅整備を進めていきます。
（建築物の建替えでない場合でも、この事業を利用することが出来ます。）

問い合わせ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課（拡幅推進係）
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号（市役所4階）
TEL：092-711-4586
FAX：092-733-5584
メール：kenchiku-chosei.HJP@city.fukuoka.lg.jp

2 事業の対象・手法

個別整備型

事業の対象

幅員4m未満の市道（市が管理する道路）に接した敷地

なお、以下の場合には事業対象外となります。

- ・法人（中小企業は除く）による申請や分譲・賃貸住宅等、営利目的の建築物を建築する場合
- ・敷地が大規模なもの、後退用地の幅員・延長が狭小なもの、境界確定が困難な場合
- ・道路と高低差があるものや、道路が未舗装・階段状・急勾配の場合

事業の手法

寄付

- ・後退用地の分筆などの登記や、道路整備を市が行います。
- ・後退用地の維持管理を市が行います。
- ・後退用地内にある門・塀などがある場合は、市が算定した額を助成します。

自主管理

- ・後退用地の道路舗装に要した費用に対して、市が算定した額を助成します。
- ・後退用地に係る固定資産税・都市計画税が非課税になります。

事業概要

建築基準法に基づき敷地後退が義務付けられた狭あい道路について、幅員4mの道路空間を確保するために、市への寄付等の協力を得て道路の拡幅整備を進めるもの

補助対象敷地

- ・幅員4m未満の市道（市が管理する道路）に接した敷地

補助対象者

- ・土地所有者 等

事業の手法

○寄付

- ・後退用地の分筆などの登記や、道路整備を市が実施
- ・後退用地の維持管理を市が実施
- ・後退用地内にある門・塀などがある場合は、市が算定した額を助成

○自主管理

- ・後退用地の道路舗装に要した費用に対して、市が算定した額を助成
- ・後退用地に係る固定資産税・都市計画税の非課税手続きを市が代行

問い合わせ先

住宅都市みどり局建築指導部建築調整課
TEL：092-711-4586



事業
ホームページ

3 建築物火災安全改修事業

既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を図るため、

火災安全対策に係る改修に必要な費用を補助します

1 補助対象建築物

- 住宅以外の用途で、3階以上の建築物であること
- 火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること
（1）直通階段が1つである建築物であること
（2）直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物であること
- 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物であること
- 建築基準法その他の建築に係る法令に違反していない建築物であること



2 補助対象者

- 補助対象建築物の所有者等であること
- 市税の滞納がないこと
- 補助事業の対象となる経費に関し、本制度又は他の制度による補助金の交付を受けておらず、かつ、他の制度による補助金の交付を受ける予定のないものであること

3 補助対象工事

- 次の火災安全改修に要する費用
- ①直通階段の増設
 - ②避難上有効なバルコニーの設置
 - ③退避区画の設置
 - ④直通階段などの防火・防煙区画の設置
- ※改修の結果「火災安全改修ガイドライン」に即したことになること

4 補助金額

対象工事費用の2/3かつ下記の補助上限額以内

改修内容	補助上限額
全体(①～④の合計)	150万円 × n階
①直通階段の増設	140万円 × (n-1)階
②バルコニー設置	80万円 × n階
③退避区画設置	100万円 × n箇所
④堅穴区画設置	50万円 × n箇所

n:改修を行うフロア数

※対象となる工事の概要



事業概要

既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を図るため、火災安全対策に係る改修費用の一部を補助するもの

対象建物

- ・住宅以外の用途で、3階以上の建築物
- ・直通階段が1つ、または直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物
- ・確認済証の交付を受けており、建築関係法令に違反していない建築物

対象者

- ・対象建築物の所有者 等

対象工事

- ・直通階段の増設
- ・避難上有効なバルコニーの設置
- ・退避区画の設置
- ・直通階段等の防火・防煙区画の設置

補助金額

対象工事費用の2/3

※改修内容に応じて補助上限額あり

全体上限：150万円×改修を行うフロア数

問い合わせ先

住宅都市みどり局建築指導部建築指導課
TEL：092-711-4573



事業
ホームページ